「公益活動等の義務化」制度 Q&A

Q1 一弁や二弁でもこのような義務化を導入しているのでしょうか？

【A1】一弁も二弁も既に義務化を導入しています。

一弁は「公益活動の協力義務に関する規則」を制定し，参加要請にもかかわらず，協力義務を怠った場合には，懲戒することができるとの規定を設けています。

二弁は「公益活動等に関する会規」を制定し，この義務を果たさず，かつ，委員会活動を行なった時間が年間30時間を下回った場合，12万円を限度に公益活動負担金を課す制度を立ち上げました。

Q2 なぜ，委員会活動については４回以上の出席が必要なのですか？

【A2】委員会活動の履行については，単に委員として登録するだけではなく，委員会への参加及び活動内容の充実を目指す観点から，同一委員会活動に4回以上参加することをもって義務履行としています。

Q3 途中入会者の算定期間はどうなるのでしょうか？

【A3】途中入会者は，入会の日から翌年3月末日までの残期間となります。しかし，本会への入会が10月1日以降の会員は，翌々年の3月末までの期間と長くなります。

Q4 活動対象となる委員会は東弁の委員会に限られるのでしょうか？

【A4】東弁の委員会に限らず，日本弁護士連合会，関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会が設置している委員会が対象となります。

Q5 東弁以外の委員会に参加したことの証明や手続はどのようになるのですか？

【A5】東弁が関係団体からデータの提供を受けることにより会員の参加状況を把握することになります。

Q6 今まで，全体委員会には日程の関係でなかなか出席できませんでしたが，部会にはほぼ毎回出席して，委嘱された調査や執筆活動等をしていました。委員会出席として認められるのでしょうか？

【A6】全体委員会のほかに同一委員会内で組織された部会やチーム等の参加も対象となりますので，ご質問

の場合も委員会出席として認められます。

Q7 東弁の委員会と日弁連，関弁連，東京三会が設置している委員会のそれぞれの参加を合算して４回の場合も義務を履行したことになるのでしょうか？

【A7】義務履行として認められるためには，同一団体における同一委員会に4回以上出席することが必要となります。したがって，ご質問の場合は，義務を履行したとはいえません。

Q8 当番弁護活動で，登録後，担当の割振日が指定され，派遣出動のための「待機」状態にありましたが，結局，出動要請がありませんでした。この場合は義務を履行したことになるのでしょうか？

A8：ご質問のように待機状態で終わったとしても義務を履行したことになります。当番日の指定により，担当者は一定の拘束状態に入り，結果的に当該当番日に現実の派遣出動活動がなかったとしても，派遣出動に準ずる負担状態が継続していると考えられますので，当番弁護の活動を行なったこととなります。

Q9 第３条２項に義務免除事由が列挙されていますが，４号の「その他の相当な理由」は，どのように考えるのですか？

【A9】病気，出産，留学などの状況にある会員に対しては，その事由が存在する間，義務が免除されます。4号の事由の判断にあたっては，1号から3号に準ずるもので，義務免除申請がされた時点で，当該会員に他の会員と同様の義務負担を求めることが妥当ではないと考えられる事由があるか否かの観点から行ないます。なお，この判断は，会長の命を受けた公益活動等運営特別委員会においてなされます。

Q10 公益活動等負担金制度と金５万円という金額を決めた理由を教えて下さい。

【A10】公益活動等負担金制度は，公益活動義務の履行が困難な会員に対して，金銭負担による貢献を認めるための，義務履行に替える代替制度です。したがって，義務不履行者に対する制裁金の制度ではありません。ただし，義務を履行せず，かつ，負担金納付もない場合は，最終的に氏名等を公表することになります。

金５万円と定めたのは，会内議論状況や，第二東京弁護士会の負担金上限が12万円であること，国選弁護費用の平均的な報酬額が金８万円であることなどを参考に，できるだけ過重な負担金額にならないように決定しました。

Q11 公益活動等負担金５万円は，どのように納付するのでしょうか？

【A11】まず，義務履行ができない会員はその旨の事由を付して会員課に申請します。その後，納付通知書をお送りします。

Q12 公益活動参加義務免除申請などの手続は，どこで行なうのですか？

【A12】免除申請手続は，会員課で行なうことになります。なお，公益活動参加の手続は，それぞれの所管課で行ないます。

Q13 公益活動参加義務免除や代替制度の公益活動等負担金納付の申請書に理由の記載や参考資料の添付が必要ですか？

【A13】理由の記載が必要です。公益活動参加義務の免除申請には各種証明書等の添付が必要です。

Q14 公益活動参加の義務を履行できない会員に対して東弁から何らかの連絡はあるのですか？

【A14】公益活動義務の未履行者宛に９月以降連絡することとしています。

Q15 公益活動義務不履行と懲戒制度との関係はどうなりますか？

【A15】公益活動義務不履行は，形式的には会則違反となりますが，直ちに懲戒処分に結びつくものではありません。今後の義務の周知状況や運用の実態を検証し，両者の関係を検討していくべきものと考えます。

Q16 この制度の具体的運用はどこが所管となるのですか？

【A16】本制度の具体的運用については，公益活動等運営特別委員会に委託されました。